

# 熊本県公報

号外 第55号  
平成17年11月4日(金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 登 載 依 頼

- 熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における選挙期日等の決定(選挙管理委員会) 1
- 熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務  
代理者.....( " ) 1
- 熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙の選挙会の場所及び日時.....( " ) 1
- 熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポ  
スターを掲示することのできる日.....( " ) 2
- 熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における投票用紙の様式.....( " ) 2
- 熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における実費弁償及び報酬の最  
高額.....( " ) 2
- 熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの  
検印.....( " ) 3
- 熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における開票の事務と選挙会  
の事務を併せて行わない旨の告示.....( " ) 3
- 開票区の設置.....( " ) 3
- 熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における選挙立会人のくじを行  
う場所及び日時の決定.....(熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙選挙長) 3

## 登 載 依 頼

### 熊本県選挙管理委員会告示第72号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第113条第1項第5号の規定により、熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

平成17年11月4日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

選挙期日	平成17年11月13日
選挙期日の告示日	平成17年11月4日
選挙をすべき議員の数	1人

### 熊本県選挙管理委員会告示第73号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条第3項の規定に基づき、平成17年11月13日執行の熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成17年11月4日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

区 分	氏 名	住 所	摘 要
選挙長	平嶋 幸一	熊本県玉名市富尾295番地	玉名市選挙管理委員会委員長
選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	美崎 實雄	熊本県玉名市岱明町扇崎15番地1	玉名市選挙管理委員会委員

### 熊本県選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項及び同法第78条の規定に基づき、平成17年11月13日執行の熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成17年11月4日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

場 所 玉名市役所3階 第1委員会室（玉名市繁根木163番地）  
日 時 平成17年11月14日 午後2時

熊本県選挙管理委員会告示第75号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第7項の規定に基づき、平成17年11月13日執行の熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することのできる日を次のとおり定める。

平成17年11月4日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

平成17年11月4日

熊本県選挙管理委員会告示第76号

熊本県公職選挙執行規程（平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号）第24条の規定に基づき、平成17年11月13日執行の熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成17年11月4日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

<small>こうほしゃしめい</small> 候補者氏名	一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 <small>こうほしゃしめい</small> 候補者でない者の氏名は、書かないこと。	平成十七年執行熊本県議会議員 玉名市選挙区補欠選挙投票 熊本県選 挙管理委 員会之印
----------------------------------	--	--

備 考

- 1 規格は、縦13センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 紙の色は、空色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第77号

平成17年11月13日執行の熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第197条の2第1項及び第2項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりである。

平成17年11月4日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
  - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
  - ロ 船 賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

- ハ 車 賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額  
 ニ 宿泊料 （食料2食分を含む。） 1夜につき12,000円  
 ホ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円  
 ヘ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額  
 イ 基本日額 10,000円以内  
 ロ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額  
 イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第1号イ、ロ及びハに掲げる額  
 ロ 宿泊料（食料を除く。） 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額  
 イ 選挙運動のために使用する事務員 1人1日につき10,000円以内  
 ロ 専ら同法141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1人1日につき15,000円以内  
 ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1人1日につき15,000円以内

#### 熊本県選挙管理委員会告示第78号

平成17年11月13日執行の熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙において使用する熊本県公職選挙執行規程（平成12年熊本県選挙管理委員会告示第15号）第113条に規定する印の様式は、次のとおりである。

平成17年11月4日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二



#### 熊本県選挙管理委員会告示第79号

平成17年11月13日執行の熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における開票の事務と選挙会の事務は、併せて行わないので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第2項の規定に基づき告示する。

平成17年11月4日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

#### 熊本県選挙管理委員会告示第80号

旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第15条第3項の規定に基づき、玉名市における熊本県議会議員選挙の開票区を次のとおり設ける。

平成17年11月4日

熊本県選挙管理委員会  
委員長 岩 尾 映 二

- 第1開票区 旧玉名市の区域  
 第2開票区 旧玉名郡岱明町、旧同郡横島町及び旧同郡天水町の区域

#### 熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙選挙長告示第1号

平成17年11月13日執行の熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成17年11月4日

熊本県議会議員玉名市選挙区補欠選挙  
選挙長 平 嶋 幸 一

- 1 場 所 玉名市選挙管理委員会事務局（玉名市繁根木163番地）  
 2 日 時 平成17年11月10日 午後6時

